

# 岐阜県公報

第二千九百八号

平成二十九年十二月二十二日

(金曜日)

## 目次

### 告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

有害興行の指定

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

急傾斜地崩壊危険区域の指定

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

県営土地改良事業の換地計画の決定

公共測量の実施

公共測量の終了

高富都市計画の図書の縦覧

開発行為の工事の完了

(廃棄物対策課) 七二五

(私学振興・青少年課) 七二五

(治山課) 七二六

(道路維持課) 七二六

(同) 七二六

(砂防課) 七二七

(商業・金融課) 七二七

(農地整備課) 七二八

(用地課) 七二八

(同) 七二八

(都市政策課) 七二九

(建築指導課) 七二九

## 告示

岐阜県告示第五百五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一八七	可児郡御嵩町小和沢字水上七三九番一 九の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第五百五十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 遊池溜池

種類	題名	等	配給会社名	等
映画	痴漢電車 変態の夢と現実		オーピー映画	映画
	あゝ、荒野 前篇 [R18+「バージョン」]		スターチャンネル	映画
	あゝ、荒野 後篇 [R18+「バージョン」]		スターチャンネル	映画
	スベルスター 嵐を呼ぶエクススター		オーピー映画	映画
	痴漢電車 淫らな手ほどき		新東宝映画	映画
	スキャンダル (原題) UNTOLD SCANDAL		ハーク (韓国)	映画
	エンドレス・ポエジー (原題) POESIA SIN FIN (ENDLESS POETRY)		アツアツンク (フランス、チリ、日本)	映画

- 2 指定年月日  
平成29年12月22日
- 3 指定理由  
著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
本巣市根尾板所字溝田一四〇一一
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	二百五十六号	郡上市八幡町旭字堀越一〇二二番一地区地内	八・八 二五・六	二〇・四 六三・六	（メートル）	100・八	

岐阜県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道

路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定又 は変更 の告示 年月日 ほか)
南岐 濃 阜 線	路		羽島市正木町曲利字酸場一〇 一七番地先から 同 市 同 町 同 字 同 一 〇 四三番一地先まで	二六・五	平成 二九・三・三	平成 二六・三・七

岐阜県告示第五百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定又 は変更 の告示 年月日 ほか)
揖斐川 谷汲山 線	路		揖斐郡揖斐川町三輪字日産起 二三五三番一地先から 同 郡 同 町 同 字 北 新 田 二四三一番一地先まで	七五・一	平成 二九・三・三	平成 二七・四・七

岐阜県告示第五百六十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

本 都 延	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)
関市武芸川町大字宇多院	
字本都延	一一三九番一 一号
字垂水山	一一四一番 二号及び三号
	一一七六番 四号及び五号
	一一七四番一 六号
	一一七六番 七号
字本都延	一一四三番 八号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年十二月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年十二月十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社コスモス薬品

三 建物の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス敷田西店  
岐阜市敷田西一丁目七番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年八月十四日

五 店舗面積

一、六八九平方メートル

六 駐車場の収容台数

六九台

七 荷さばき施設の面積

四〇平方メートル

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業東白川地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同  
法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十九年十二月二十二日から

平成三十年一月二十六日まで

二 縦覧場所

東白川村役場

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり  
公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十  
四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十九年十二月十一日から  
平成三十年三月十六日まで

四 作業地域

海津市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測  
量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第  
三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

<p>一 作業機関 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所</p> <p>二 作業種類 公共測量(数値図化)</p> <p>三 作業期間 平成二十九年七月十二日から 同 年十一月三十日まで</p> <p>四 作業地域 飛騨市</p>	<p>高富都市計画の図書の縦覧</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p>	<p>平成二十九年十二月二十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 高富都市計画下水道 山県市公共下水道</p> <p>二 縦覧場所 岐阜県都市建設部都市政策課及び山県市まちづくり・企業支援課</p> <p>開発行為の工事の完了</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p> <p>平成二十九年十二月二十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>岐阜県指令岐建築第H二二二九一〇一八号 平成二二・八・二九 同岐西建築第二六号の二一 同二九・一〇・三〇</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>羽島市舟橋町字江北三番一、四番一、五番一、六番、八番、九番、一〇番、一一番、一四番、三六番、三七番、三八番一及び三九番一</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>愛知県安城市三河安城町一丁目八番地四 株式会社スギ薬局 代表取締役 榊 原 栄 一</p>
<p>同岐西建築第一五号の六 平成二九・八・一四 同岐西建築第二六号の二四 同二九・一一・二〇</p>	<p>瑞穂市古橋字土海道二四八四番一及び一四八五番一</p>	<p>揖斐郡大野町大字黒野一七二三番地の一 株式会社チエックハウス 代表取締役 草 野 謙 輔</p>
<p>同岐西建築第一九号 平成二九・六・二三</p>	<p>本巣市国領字川田二二六番一、二三七番から二四四番まで</p>	<p>千葉県千葉市美浜区中瀬一 イオンタウン株式会社 五 一</p>

<p>同岐阜西建築第二四号の三 平成二九・六・一三</p>	<p>揖斐郡池田町六之井字上向一四八番一</p>	<p>道路、公園 水路</p>	<p>同</p>	<p>大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川哲彦</p>
<p>同岐阜西建築第一六号の三 平成二九・五・二二 同岐阜西建築第二六号 の一六 同二九・一一・七</p>	<p>羽島郡岐南町徳田九丁目二二八番の一部、一二九番、一三〇番の一部及び岐南町所管法定外公共物(道路)</p>	<p>道路、下水 道</p>	<p>同</p>	<p>岐阜市福光東二丁目八番五号 鵜飼不動産株式会社 代表取締役 鵜飼隆司</p>
<p>同岐阜西建築第二六号 の二〇 同二九・一一・一四</p>	<p>本巣市政田字下西浦一九六七番一の一部、一九六八番の一部、一九六九番、一九七〇番、一九七一番一、一九七二番一、一九七三番一、一九七四番一、一九八三番一、一九八四番一、一九八五番一、一九八六番一、一九八七番一、一九八八番一、一九八九番一、一九九〇番一(第一工区) 本巣市政田字下西浦一九六七番一の一部、一九六七番二の一部及び一九六八番の一部(第二工区)</p>			<p>代表取締役 大門淳</p>

平成二十九年十二月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社